

一般社団法人からまち 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日から 令和12年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等についての書類を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- ・R7、3月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・R7、6月～ 制度に関する書類の作成・配布、周知

目標2：令和8年3月までに所定外労働を削減するため、残業禁止日を設定、実施する。

<対策>

- ・R7、3月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・R7、10月～残業禁止日を実施